

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 株式譲渡益の源泉分離課税は存続？

Q : 株式譲渡益の源泉分離課税制度が存続の方向で検討されていると聞いたのですが、本当でしょうか。

A : 13年中は現行制度で、14年からはいくつかの条件付きで存続される可能性が高まっています。

【解説】

先ごろ金融庁から出された税制改正要望は、株式譲渡所得に対する源泉分離課税制度について、現行制度に一定の見直しを加えつつも、源泉分離課税の存続を明確に打ち出したものとなっています。

要望では、平成13年12月31日までは、現行通りの株式譲渡益課税制度を維持し、平成14年1月1日以後には、申告分離課税を含め株式譲渡益課税全体を見直した上で、源泉分離課税を存続させることを求めています。

申告分離課税の見直しとしては、①税率を26%から20%程度に引き下げる、②翌年以降への譲渡損の繰越制度の創設、③長期保有株式の特別控除の創設が挙げられ、また、取引ごとではなく、1年を通して源泉分離もしくは申告分離のいずれの制度を利用するかを年の最初の売却時に納税者自身が選択するよう求めています。

なお、現在の源泉分離課税制度は、譲渡代金の1.05%が課税されていますが、この税率を引き上げる旨の改正も行われる可能性も高くなっています。今後の税制改正が注目されます。

